

高台の農用地を宅地に

現段階では結論は未定



もり はるし 議員
森 治史

問 王迎団地東側の農地六地蔵ノ畝は、大方町土地開発公社による宅地造成工事の時、国、県の補助は受けずに造成された。その地権者が4年前に宅地へ地目変更申請をした際、現地確認に県職員、町担当職員が立会した。県は変更可能との説明だったが、町の担当課より、町長から「町内に一定の農地面積が必要なので地目変更は不可」との説明を受けたと聞いた。

答 この方は南海地震が起これば津波で被災する場所に住んでおり、行政が言っている「自分の命は自分で守る」ことが原点で高台移転を考えたと思う。

住民の高台移転問題には時間がない。関係住民を集めての検討に、いつ入り、いつ完結するのか。

答 大西 町長
この造成は大方町上川口土地改良事業共同施工（土地所有者構成）が主体で、平成元年6月県知事の施工認可を受け、費用は実施主体が金融機関からの一時借入等の運用で土地開発公社が団地造成と併せて工事を行った。変更申請の理由は低い所から高い所への住居移転と思うが、改良事業の優良農地は除外要件を全て満たしていても町の判断で除外を行わないこともできる。

今後は個々の農地除外基準での判断ではなく、土地利用、農地利用の判断から六地蔵ノ畝全体として土地所有者や地域の意見を聞き、仮に皆さんの合意が取れて区域の外に踏み込んだとしても、行政主導の住宅地として再整備か、単なる地目変更するかで話し合いの機関が変わってくる。その作業には年度内に入れると思うが、結論がいつになるかは現段階ではまだ述べられない。

あかつき館

祭日、月末の金曜日開館を
来年度実施に向け検討

問 あかつき館の町民ギャラリーは個人、団体が絵画、書道、写真等の展示会場として、無料で多くの利用がされている。遠方より作品を見に来られた方のためにも、休館日の毎週木曜日は別として、祭日や月末の金曜日の休みを展示期間中だけでも開けられないか。

答 藤本 教育次長
町民へのサービス向上を図るためにも大変重要と認識しているが、部分的な開放でも全体の管理として複数体制が必要となる。ただし、月末の金曜日は中に職員がいるので、専用の臨時職員を一人確保して段階的なサービス向上が考えられるが、指定管理者との年度別契約書を締結しており、



今年度中は無理だが、来年度からの実施に向けて予算化の検討をしたい。

【その他の質問】
動物愛護及び管理について

大方あかつき館